

農林水産省共済組合 団体扱火災保険

一般契約に比べて 約 **5%** 割安

是非ご検討
ください

- 団体扱火災保険はいつでもご契約いただけます
- 全国のお近くの代理店が対応致します（代理店所在地については裏面お問い合わせ先へご連絡ください）

※引受損害保険会社により取扱代理店の指定がございます

火災・落雷・
破裂・爆発

盗難・水濡れ

風災・雹災・
雪災

破 損

水 災

地 震

様々なリスクから大切なご自宅、家財などをお守りします

補償内容は加入内容や引受損害保険会社により異なりますので、ご加入時にご確認ください

選べる4つの保険会社



東京海上日動



損保ジャパン日本興亜

MS&AD

三井住友海上

MS&AD

あいおいニッセイ同和損保

各種手続の流れ

団体扱火災保険の特徴

農林水産省共済組合員が団体扱により割安にご契約いただける制度です

団体扱契約は一般契約に比べて

約 **5%** 割安!

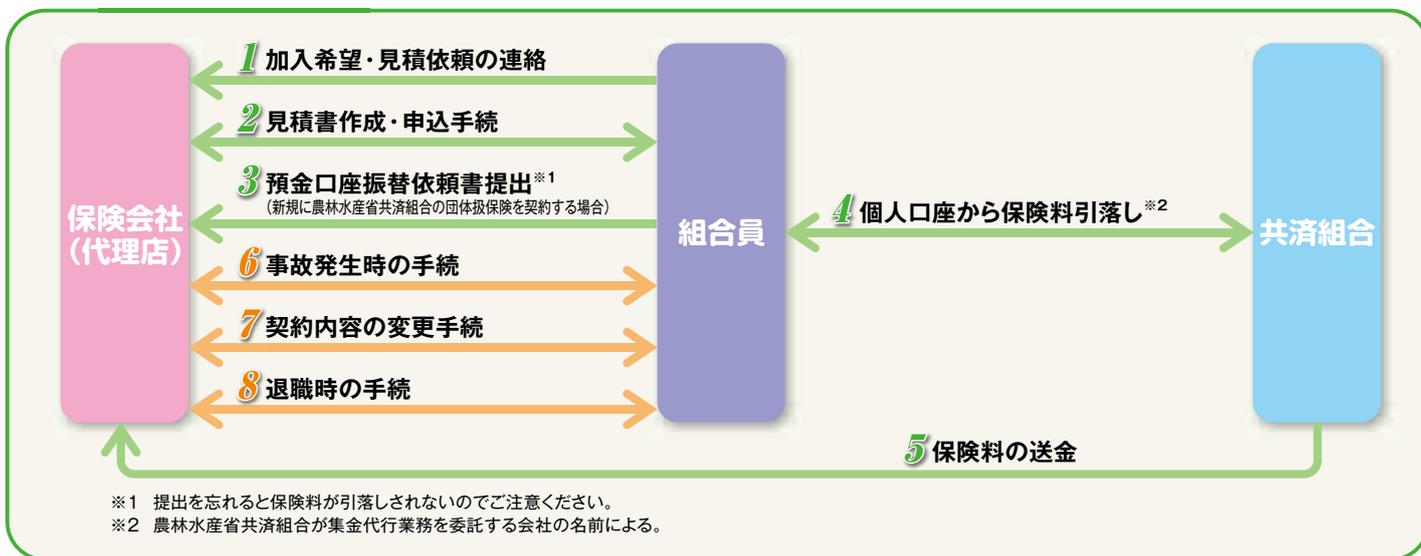
補償は安心

ご契約手続きし、保険始期日より補償が得られます
口座振替が始まる前から補償されますので大変安心です

手続きは簡単

お申込み時に現金は不要です。保険開始月の翌々月からの口座振替となります
(一時払のほか、分割払もあります)

- (注)
- 割引率は次の通り算出しております
一時払の場合：団体扱一時払割引分・5%
分割払の場合：一般契約分割割増分・約5%
 - 団体扱一時払の5%割引は、地震保険には適用されません
 - 団体扱分割払は一般契約分割割増がかからないので、約5%割安となり、
団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です
 - 保険期間が1年の場合に限りです



新たに農林水産省共済組合団体扱火災保険を契約する場合

1 加入希望・保険料見積依頼の連絡

お客様チェック



まずは、ご希望の保険会社（代理店）にお電話いただくか、別紙「農林水産省共済組合団体扱火災保険 FAX見積依頼書」にご記入のうえ、各保険会社（代理店）にご連絡ください。



2 火災保険の申込手続

お客様チェック



各保険会社（代理店）の手続きに従って申込手続を行ってください。
お電話でのやり取りの上ご訪問等により申込手続を行います。
ご契約にあたっては、団体扱保険の加入要件を満たしているかご確認ください。



ご加入の要件について

契約者が農林水産省共済組合員（任意継続組合員を除く）であること。

（退職後にご加入いただけません。）
（個人加入（一般契約）となります。）

3

預金口座振替依頼書の提出

共済組合員

保険会社

お客様チェック

本制度の利用にあたっては、専用の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を保険会社（代理店）にご提出ください。

専用の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（以下「口座振替依頼書」）に、団体扱保険料控除用のご本人名義の口座等を記入し、保険会社（代理店）にご提出ください。

これで、いったん申込手続は完了です。

口座振替依頼書の提出漏れがないか再度ご確認ください。

下記以降で契約手続き後の流れについてご説明していますので、そちらもあわせてご確認ください。

重要

口座振替制度についての注意点

必ずお読みください。

- 本制度は、農林水産省共済組合が集金代行業務を委託する会社が共済組合員本人の個人口座から保険料を引落しする仕組みになっています。
- 本制度の利用にあたっては、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」（以下「口座振替依頼書」）に、団体扱保険料控除用のご本人名義の口座等を記入してご提出ください。
- 保険料は、保険始期月の2か月後から、共済組合員指定の口座から毎月27日（休日の場合は翌営業日）に引落しさせていただきます。
- 口座振替依頼書を提出してから、口座設定までには約30営業日ほどかかりますので、お早めにご提出ください。口座振替依頼書の提出が遅れたり、提出をお忘れの場合、保険料の引落しができないため、直接保険会社もしくは代理店等が保険料を集金させていただく場合があります。保険会社により対応方法が異なりますので、詳細は各保険会社または代理店にお問い合わせください。

4

個人口座から保険料引落とし

共済組合員

共済組合

お客様チェック

保険始期月の2か月後から保険料が引落とされますので、預金口座振替依頼書で指定した個人口座に残高があるかご確認ください。

<万が一引落日に引落しできなかったときは>

残高不足や口座設定漏れなどの理由で予定されていた月に保険料が引落しできなかった場合の対応方法は各保険会社で異なります。翌月に再請求する場合や、現金振込や現金の集金が必要な場合があります。詳しくは加入している保険会社等にお問い合わせください。

4月始期のご加入者様の場合

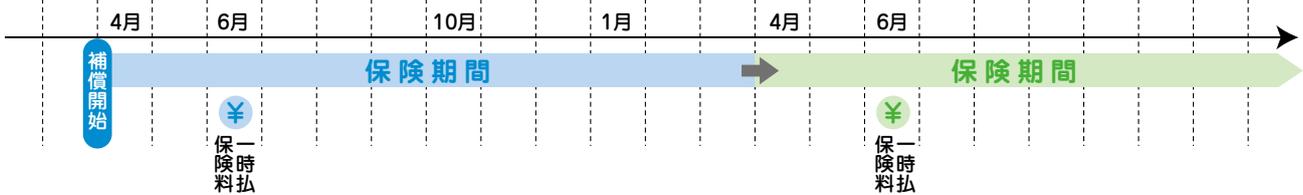
●分割払のケース

保険始期月の2か月後から第1回目の保険料引落が始まり、以降毎月引落とされます。下記例では、6月から保険料引落が始まり、翌年5月が引落しの最終回目となります。



●一時払のケース

保険始期月の2か月後に一時払保険料が引落とされます。



5

保険料の送金

共済組合

保険会社

お客様チェック

集金代行会社によって引落とされた保険料は、共済組合がまとめて各保険会社へ送金します。

(注) 残高不足や口座設定漏れなどの理由で保険料の引落しできなかった場合には、契約者から直接保険会社もしくは代理店等に保険料をお振込みいただく場合があります。保険会社により対応が異なりますので、詳細は各保険会社または代理店にお問い合わせください。

契約成立後の手続について

6

事故発生時の手続

共済組合

保険会社

お客様チェック

事故が発生した場合には、契約者から直接、各保険会社の事故対応窓口にご連絡ください。



各保険会社の事故対応窓口の連絡先は、契約締結時や保険証券等でご確認ください。

(保険会社は24時間事故受付対応を行っております。)

事故の連絡を受けた保険会社は、事故対応のアドバイスや保険金請求手続きなどについて、契約者に直接ご説明します。

事故連絡や保険金請求手続は共済組合を通じて行わず、契約者が保険会社と直接やり取りします。

7

契約内容に変更が生じた場合の手続

共済組合

保険会社

お客様チェック

以下の内容に変更が生じた場合には、速やかに引受保険会社(代理店)にご連絡ください。



●住所が変更する場合

●連絡先の電話番号が変わる場合 など

(注) 所属所が異動になる場合や住所が変更する場合には特にご注意ください。

契約者からご連絡いただけないと、満期案内や継続案内がスムーズに行えない場合があります。

8

退職時の手続

共済組合

保険会社(代理店)

お客様チェック

退職後は、本制度をご利用いただくことはできません。退職後は、個人契約となります。



退職時点で加入中の契約がある場合には、以下の取扱いとなります。

(1) (2) いずれの場合も、満期日以降は個人契約に加入し直す必要があります。

(1) 分割払の場合

●残された満期までの保険期間を有効にしたい

退職時まで、満期までの未経過期間に対する保険料の全額を、一括して保険会社にお支払いいただく必要があります。

●退職と同時に契約を中途解約したい

退職日に合わせて団体扱契約を中途解約し、一般契約に加入し直すことになります。

この場合であっても既経過期間に対する保険料*をお支払いいただく必要があります。

*通常の場合、2か月分を一括してお支払いいただくことになります。

(2) 一時払の場合

満期までは加入中の契約がそのまま有効です。

その他のご留意点

- このパンフレットは、団体扱火災保険制度の概要を説明したものです。団体扱の対象となる方の範囲や、詳細につきましては、各保険会社にお問い合わせください。また、補償内容等につきましては、重要事項説明書、各保険会社の火災保険パンフレット、「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。
- 個人情報の取扱いについては、各保険会社の募集文書またはホームページ等の個人情報に関する取扱内容について同意のうえご加入ください。また、別紙の保険料見積依頼書に記載の個人情報をもとに、お客さまのニーズにあった火災保険プランをご提案させていただきます。適切でわかりやすい資料にてご提案させていただくために、各保険会社が損害保険代理店委託契約を締結している指定代理店に同個人情報提出することにご同意のうえ、保険料見積依頼書にご記入ください。

- 火災保険のご契約にあたり、契約申込書に加え、書面等でお客さまのニーズに合った内容かどうかを確認させていただきます。(確認手続は保険会社により異なります。詳しくは各保険会社にお問い合わせください。)
- このパンフレットでは、新たに団体扱火災保険契約を締結する際の手続等について記載しています。2年度目以降の契約については、各保険会社の指定する取扱代理店から満期のご案内を行い、契約手続等を行います。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一部 公務第二課
東京都千代田区三番町6-4
TEL.03-3515-4124 (平日 9:00~17:00) FAX.03-3515-4125 (24時間受付)
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

(お見積り・お問い合わせ)
(制度幹事代理店)

株式会社カワシマ <http://www.ykawashima.co.jp>

お電話 0120-832-910 (平日 9:00~17:00)
※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 0120-487-383 (24時間受付) 2016年8月作成 16-T15996

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

(担当課) 公務開発部 営業第二課
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL.03-3259-4061 (平日 9:00~17:00) FAX.03-3292-5896 (24時間受付)
<http://www.ms-ins.com>

(お見積り・お問い合わせ)

三井住友海上・農林水産省共済組合専用フリーダイヤル

お電話 0120-135-885 (平日 9:00~17:00)

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 0120-390-075 (24時間受付)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

(担当課) 団体・公務開発部第三課
東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL.03-3349-5408 (平日 9:00~17:00) FAX.03-6388-0162 (24時間受付)
<http://www.sjnk.co.jp/>

(お見積り・お問い合わせ)
(制度幹事代理店)

株式会社カワシマ

お電話 0120-832-910 (平日 9:00~17:00)
※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 0120-487-383 (24時間受付) SJNK16-07347 (2016/08/24)

MS&AD あいおいニッセイ同和損保株式会社

(担当課) 公務部営業第一課
東京都中央区日本橋3丁目5番19号
TEL.03-6734-9611 (平日 9:00~17:00) FAX.03-6734-9612 (24時間受付)
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(お見積り・お問い合わせ)
(制度幹事代理店)

あいおいニッセイ同和インシュアランスサービス株式会社 (ADインシュアランスサービス横浜)

お電話 0120-544-101 (平日 9:30~17:30)

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休業です。

FAX 045-212-4347 (24時間受付)

(提携代理店との共同募集となります。)

(2016年9月) B16-102236

※次の場合はFAXではなく、お電話で見積依頼してください。現在ご加入の保険期間中に保険会社に報告した事故がある場合・満期日(保険開始日)または加入希望日まで2週間以内の場合

※FAXをご利用の場合/別紙見積依頼書に必要事項をご記入の上、現在ご加入の「保険証券」をFAXしてください。

※個人情報についての取扱いは、各引受保険会社のホームページをご覧ください。